

八王子市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 目的

八王子市では、地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、本市における地球温暖化対策に係る普及啓発の拠点として、地球温暖化対策に関する普及啓発を適正かつ確実に実施できる団体を「八王子市地球温暖化防止活動推進センター」（以下「クールセンター八王子」という。）として指定することから、当該指定を希望する団体（以下「申請団体」という。）を募集する。

2 クールセンター八王子の役割

クールセンター八王子は、自ら地球温暖化対策に関する普及啓発を実施するほか、地球温暖化防止活動の中間支援拠点として、地域の様々な活動団体（市民活動団体、地元企業、市内の大学等）、地球温暖化防止活動推進員との連携・交流等を活性化する事業において公共性を十分に理解し、実施する役割が求められる。

3 応募対象

申請団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次のいずれの要件を満たすものとする。

【要件】

- (1) 市内において地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動実績があること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。

4 指定期間

令和7年(2025年)4月1日（火）から令和10年(2028年)3月31日（金）までの3年間とする。

5 クールセンター八王子で行う事業

クールセンター八王子は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、ゼロカーボ

ンシティの実現に資するため、主に次の事業を行うものとする。

(1) 法第 38 条第 2 項各号に規定する市域での次に掲げる事業

- ア 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- イ 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- ウ 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- エ 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- オ 八王子市地球温暖化対策地域推進計画の達成のために八王子市が行う施策に必要な協力をすること。
- カ 前各号の事業に附帯する事業

6 クールセンター八王子の活動経費

クールセンター八王子の指定を受けた団体の経費で実施すること。なお、指定を受けた団体は国等が地球温暖化防止活動推進センターに対して交付する補助金等の活用も可能とする。本市では、クールセンター八王子に対して、別紙 1「業務説明資料」の 2-1 及び 2-2 のとおり、地球温暖化防止に資する委託事業を予定しているが、詳細については指定を受けた団体と協議し、所定の手続きを経て決定する。なお、クールセンター八王子の指定は、本市からの業務委託を確約するものではない。

7 クールセンター八王子の実施拠点

申請団体は、八王子市北野環境学習センター等（八王子市北野町 596 番地 3）の一部を実施拠点とするものとする。

なお、実施拠点を増設したい場合、市と協議したうえで、市内の事務所を自ら用意して実施拠点とすることができるものとする。

8 参加申込書の提出等

(1) 申請期間

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日（火）～令和 7 年（2025 年）1 月 21 日（火）

(2) 提出書類

参加申込書（別添様式 1）に次に示す書類を添付し、提出すること。

- ア 会社概要及び実施体制（別添様式 2）
- イ 活動実績書（別添様式 3）
- ウ 確認書（別添様式 4）
- エ 定款又は寄附行為の写し（最新のもの）
- オ 登記事項証明書（発行日から半年以内かつ最新のもの）
- カ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- キ 収支計算書（直近の 1 年分）
- ク 貸借対照表（直近の 1 年分）
- ケ 財産目録（直近のもの）

ただし、上記キ及びクについては、法人設立直後で当該書類がない場合は、直近 1 年以内のこれらに準じる書類を添付すること。

(3) 提出部数

原本 1 部 写し 9 部

(4) 提出方法

窓口持参又は郵送（当日必着）※窓口持参の場合は 17 時まで

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。また、提出書類について、八王子市情報公開条例（平成 12 年八王子市条例第 67 号）に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除いて、公開する。

(6) 申請に関する質問

申請に関する質問がある場合は、質問書（別添様式 7）に記載し、団体名、担当者名、電話番号、メールアドレスをメール本文に記載のうえ、令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）17 時まで、問い合わせ先へ電子メールにて送付すること。なお、質問に対する回答は、令和 7 年（2025 年）1 月 24 日（金）までに参加申込団体すべてに電子メールにて回答します。（個別回答は行いません。）

9 提案書の提出等

(1) 提出期間

令和 7 年（2025 年）1 月 28 日（火）～令和 7 年（2025 年）2 月 5 日（水）

(2) 提出書類

八王子市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式 5）に、事業提案書（別添様式 6 - 1）及び事業提案書（事業別）（別添様式 6 - 2）を添付し、提出すること。なお、別紙 2「事業提案書作成上の留意事項について」に基づき、添付書類を作成すること。

(3) 提出部数

原本 1 部 写し 9 部

(4) 提出方法

窓口持参又は郵送（当日必着）※窓口持参の場合は 17 時まで

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。また、提出書類について、八王子市情報公開条例（平成 12 年八王子市条例第 67 号）に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開することとする。

10 指定団体の選定について

(1) 選定方針

選定検討会・選定検討会事務局において、クールセンター八王子としての適格性や事業の実施能力等について書類審査及び意見聴取を行い、適切な団体かを評価し選定する。選定検討会・選定検討会事務局の評価を参考に市長が最も適切な申請団体を指定する。

(2) 選定方法

選定検討会・選定検討会事務局において、別紙 3「評価基準」の評価項目ごとに 5 段階評価を行い、評価項目ごとに割り振られた配点に、評価段階ごとに設定した加点割合をかけて、点数化する。120 点満点中、70 点以上を獲得した団体が選定対象となる。なお、70 点以上の団体が複数ある場合は、より高い得点を獲得した団体を指定予定団体として選定する。

(3) 一次評価（書類審査）

選定検討会事務局において、別紙 3「評価基準」を基に評価を行う。なお、一次評価では二次評価を行う者を評価点の上位 3 者まで選定し、評価結果は通過者のみに通知する。

(4) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次評価で選定された者について、プレゼンテーション及びヒアリングにより、実施

する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、団体代表者又は担当者が行うこととする。

ア 実施日

令和7年（2024年）2月12日（水）

イ 実施場所

八王子市役所本庁舎8階 802会議室（八王子市元本郷町三丁目24番1号）

ウ 選考基準

二次評価は、別紙3「評価基準」を基に評価し選定を行う。

エ その他

実施日時に変更がある場合は、令和7年（2025年）1月28日（火）午後5時までに通知する。

11 その他の事項

指定団体にはクールセンター八王子として指定する前に、各業務の引継ぎ等を行う。また、指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期クールセンター八王子等に業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを行う。

12 問い合わせ先

八王子市環境部環境政策課（八王子市役所 本庁舎地下1階）

担 当 鈴木、山下

住 所 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話番号 042-620-7384（直通）

メー ル b110400@city.hachioji.tokyo.jp

13 指定までのスケジュールについて（予定）

令和6年（2024年）12月24日（火）	公募受付開始
令和7年（2025年）1月21日（火）	公募受付期限
令和7年（2025年）1月22日（水）	質問受付期限
令和7年（2025年）1月24日（金）	質問回答
令和7年（2025年）1月28日（火）	一次評価 結果通知
令和7年（2025年）2月5日（水）	二次評価 提出期限
令和7年（2025年）2月12日（水）	二次評価（プレゼン及びヒアリング）
令和7年（2025年）2月17日（月）	二次評価 結果通知
令和7年（2025年）4月1日（火）	指定・委託開始

業 務 説 明 資 料

本業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、指定団体の選定に限る募集条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 開館日・開館時間

原則、土曜日または日曜日のいずれか、または両方を含む週5日、午前9時から午後5時までを開館とする。(北野環境学習センターの休館日を除く。)

2 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

2-1 地球温暖化対策の取組

(1) 講座等の開催

以下に掲げる内容の講座等について、年20回以上開催すること。また、開催にあたっては、会場のほか、インターネット上など広く普及啓発する方法を検討し、実施すること。

例) 家庭の省エネルギー、事業者の省エネルギー、交通分野の省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化対策(適応策)、その他地球温暖化対策に寄与する内容など

(2) 地球温暖化対策普及啓発イベントの開催

市民等に対し、地球温暖化対策を普及啓発するため、12月にイベントを開催すること。開催にあたっては、広く周知する方法を検討し、実施すること。運営にあたっては、事故等が生じない安心安全なイベントになるよう努めること。

(3) イベントへの出展

次に掲げるイベントについて、地球温暖化防止を普及啓発するブースを出展すること。なお、イベントが縮小または中止となった場合は、市と協議すること。また、その他の環境に関するイベント等についても出展するように努めること。

【出展イベント】

八王子環境フェスティバル

(4) エコアクションポイント制度の運用

市が実施するエコアクションポイント制度について、次に掲げる事務を行うこと。

【業務内容】

ア ポイント管理について

(ア) 対象事業に参加したものにポイント(デジタル地域通貨)を付与すること。ただし、後日市がポイントを付与する場合は対象者リストを市に提出すること。

イ その他事項

(ア) エコアクションポイント対象事業の参加を促進すること。

- (イ) エコアクションポイント制度の内容拡充等について市に提案すること。
- (5) デジタル地域通貨アプリでプッシュ通知する月1回程度のお知らせの作成及びアンケートの実施、ポイント付与対象者の決定
- (6) 省エネチャレンジ事業（家庭）
一般家庭に向けた省エネルギーに繋がる取組を実施すること。二酸化炭素排出量の削減量などの定量化した取組成果を市へ提供すること。
- (7) 省エネチャレンジ事業（小中学校）
市が実施する省エネチャレンジ事業（小中学校）について、児童及び生徒に向けて配布する記念品を調達すること。
なお、記念品は、地球温暖化防止普及啓発に寄与するものとするとともに、市と協議のうえ決定すること。
- (8) みどりのカーテン普及事業
みどりのカーテンを普及促進するため、次に掲げる業務を実施すること。
【業務内容】
ア みどりのカーテン育成講座
みどりのカーテン育成講座を年4回以上、開催すること。
イ みどりのカーテンの普及啓発に資する取組みどりのカーテンを広く普及させるための取組を検討し、実施すること。
- (9) 熱中症対策啓発事業
イベントや講座の開催、小学校等における熱中症啓発などの事業について連携すること。
- (10) エコアクション21に関する認証・登録等の支援
エコアクション21について、次に掲げる業務を実施すること。
【業務内容】
エコアクション21説明会の運営
- (11) 中小事業者省エネ改修等推進事業補助制度の運用
市が実施する中小企業省エネ改修等推進事業補助制度について、次に掲げる業務を実施すること。
【業務内容】
ア 本補助制度に関する問合せ対応等
イ 本補助制度の活用に向けた中小企業者の検討状況の把握
ウ 申請書類の受付及び市への送付
エ 実績報告書の受付及び市への送付
- (12) 地球温暖化対策地域協議会の運営
市、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）及び事業者等で構成する地球温暖化対策地域協議会を年1回程度、開催すること。また、同協議会の出席者に対して、謝礼を支払うこと。

なお、協議会の開催後は、速やかに議事録を作成し、市へ報告すること。

(13) 推進員の活動支援

市が委嘱した推進員に対し、次に掲げる活動支援を行うこと。

【支援内容】

- ア 推進員の活動支援
- イ 推進員との連絡・調整
- ウ 推進員の連絡会等を開催
- エ 推進員のイベント等への参加促進
- オ 推進員への活動費の支払

(14) その他地球温暖化対策に寄与する事業

目的を達成するために、効果的な事業等を提案・実施すること。

2-2 クールセンター八王子の運営に関すること

(1) 利用者への対応

クールセンター八王子の利用者及び地球温暖化防止に関する市民・事業者等からの相談に対応すること。

(2) 施設、備品及び消耗品の維持・運用・管理

- ア 施設の施錠・開錠及び鍵の管理
- イ 施設、備品及び消耗品の維持・運用・管理
 - (ア) 既存の物品等以外に業務に必要と思われる物品等については、受託者において調達し、管理すること。
 - (イ) クールセンター八王子に設置されている市の備品については、備品台帳を作成し、適正な管理を行うこと。

なお、受託者が別途調達した備品については、別に管理・運用を行うこと。

ウ その他クールセンター八王子の維持・管理に必要な業務を行うこと。

(3) 事業計画書の作成

年間の事業計画書を作成し、年度当初速やかに市に提出すること。なお、事業計画に変更があった場合は、事前に市へ相談のうえ、速やかに文書で報告し、承諾を得ること。

(4) クールセンター八王子の利用状況や管理運営に関する記録・報告に関すること

- ア 年間の事業計画書を作成し、年度当初に市に提示すること。
なお、事業計画に変更があった場合は事前に市に相談のうえ、承諾を得ること。
- イ 月報を作成し、利用状況や管理運営に関する情報等を記録し、月ごとに翌月 10 日までに報告すること。

なお、3月分の報告については、当該契約の年度内までに行うこと。

ウ 本業務の完了に際し、契約期間中に行った業務の内容について、事業報告書を作成し、速やかに市に提出すること。

(5) 市民・事業者への情報提供

ア 家庭や事業者の省エネルギーに繋がる国や都などの地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの普及促進について、情報収集を行い、市民等に提供すること。

イ 地球温暖化の現状・民間企業や他の地域地球温暖化防止活動推進センター等の動向について、情報収集を行い、市民等に提供すること。

(6) 担当者の報告

年度当初速やかに業務に従事する担当者を明確にし、市に報告すること。なお、担当者に変更があった場合は、速やかに報告すること。

(7) 管理体制に関すること

ア 本業務を総合的に管理する責任者を置くこと。

イ 業務に従事する担当者を明確にし、市に報告すること。

なお、担当者に変更があった場合は、速やかに報告すること。

ウ 月に1回、市と受託者により、定例的にクールセンター八王子の運営についての調整会議を行うこと。なお、開催後は速やかに要点録を作成すること。

(8) Web サイトの作成・管理・公開・更新

ア クールセンター八王子の Web サイトを作成し、管理運営を行うこと。

イ 次に掲げる情報を公開し、随時更新すること。

なお、市から Web サイトの内容の変更を求められた場合は、速やかに対応すると。また、必要な場合は以下に掲げる情報以外の地球温暖化防止に関する情報についても公開し、随時更新すること。

【Web サイトの情報】

(ア) クールセンター八王子の概要・業務内容

(イ) 家庭の省エネルギー

(ウ) 中小事業者の省エネルギー

(エ) 講座・イベント

(オ) 地球温暖化活動推進員の概要・活動状況

(カ) 再生可能エネルギー

(キ) 市、都及び国等の環境行政に関する推進事業

(9) 環境学習拠点としての協力

北野環境学習センターは、環境学習拠点として、市民等に環境教育・環境学習の場を提供していることから、環境学習拠点としての活動に協力すること。

(10) 情報の収集・提供

地球温暖化の現状・民間企業や他の地域地球温暖化防止活動推進センター等の動向について、情報収集を行い、市民等に提供すること。また、必要に応じて、講座等の実施に活用すること。

事業提案書作成上の留意事項について

1 事業提案の内容について

事業提案書の作成にあたっては、新規事業又は別紙1「業務説明資料」に独自提案を加えた事業及び事業にかかる必要経費を提案してください。また、事業提案書には、事業実施に直接関連する指標（講座〇回/月など）のほか、成果に関する指標（参加者〇人増加など）について、可能な限り記載してください。なお、提案する事業において、実施場所の制限は特にありません。

2 事業経費について

- (1) 事業経費の目安は、1事業年度にかかる経費を設定してください。
- (2) 別紙1「業務説明資料」及び募集要項5(1)に記載のある事業について記載すること。
- (3) 事業経費には、郵送料金、会場費、印刷費等の経費も積算することとします。なお、光熱費及び施設修繕費は、経費として積算の必要はありません。
- (4) 環境省の補助金等を活用して事業を実施することもできます。
(令和6年度環境省補助事業の例「地域における地球温暖化防止活動促進事業」)

3 参考

市委託事業の契約額 21,604千円（R6年度）

評 価 基 準

■一次評価

評価項目	評価内容	配点
業務能力	理事会等の運営組織があるか。	8
	クールセンター八王子の業務を安定して行う財務能力があるか。	12
活動実績	地球温暖化対策に関連した十分な活動実績があるか。	12
	地域ネットワークを活かした活動実績があるか。	8
計		40

■二次評価

評価項目	評価内容	配点
業務能力	クールセンター八王子の業務を安定して行う人的能力があるか。	12
	IT等を活用した情報発信を行った実績があるか。	12
事業計画	クールセンター八王子に期待される役割を理解し、事業計画に反映されているか。	8
	事業提案の具体性・実現可能性が見込めるか。	12
	市民・事業者に訴求力のある普及啓発・広報企画が盛り込まれているか。	12
	行政、市民活動団体、民間事業者等と連携していく意思があるか。	12
	主体性をもって市内の温暖化防止活動をリードしていく意思があるか。	12
計		80